

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年2月24日(水曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時27分 散会

## 付託事件

- (1) 令和2年陳情第3号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 陳情審査

- ① 令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情

### (2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設(1工区)工事について (道路建設課)
- ② 水戸市都市公園に関することについて (公園緑地課)

### (3) その他

## 2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 道路建設課長	安達茂君
建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷萩幸治君	道路管理課長	有金正義君
生活道路整備 課長	川又弘一君	河川都市排水 課長	大山裕己君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務 所長	小田博之君
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木村勤君

都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大	和	直	文	君	都市計画課長	柴	崎	美	博	君
建築指導課長	井	原	孝	志	君	公園緑地課長	上	田		航	君
住宅政策課長	砂	川	和	敏	君						
上下水道事業 管 理 者	荒	井		宰	君						
水 道 部 長	伊	藤	俊	夫	君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶	山		学	君
水道総務課長	梶	山		哲	君	経 理 課 長	栗	原	千	尋	君
料 金 課 長	倉	田	佳	則	君	水道整備課長	杉	山	健	一	君
浄水管理事務所 所 長	島		孝	夫	君						
下 水 道 部 長	坪		貴	之	君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松	葉	光	隆	君
下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君	下 水 道 施 設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君
6 事務局職員出席者											
議 事 係 長	綱	島	卓	也	君	書 記	堀	江		良	君

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

議事に先立ちまして、大森技監兼建設計画課長が病院検査のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

松本委員。

○松本委員 これ本当は大森課長なんだろうけれども、今日はいないから、どなたかが答弁——現状はどういうふうになっているのかということですね。私が見る限りは、この陳情と現状とがちょっと何か合わないというような感じもするんですけども、執行部のほうの考え方をまず聞かせていただいて、そして決めていきたい。このように思います。

○飯田委員長 渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

陳情にある水戸市発注の測量委託につきましては、完了いたしております。その後、昨年暮れに陳情者から情報開示請求がありました。その開示請求に基づき、委託物の交付につきまして、本年1月18日に開示しております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 それは分かるんだけども、申請者が1月18日に何て言ったの、今。ちょっとよく分からなかった。

○飯田委員長 渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 昨年暮れにですね、この成果物につきまして情報開示請求がありました。それを受けまして、委託の成果物につきまして、陳情者宛てに開示したところでございます。

○飯田委員長 この陳情はですね、私道路の土地の寄附に係る現況図の交付ということで、現況図が最初出されなかったものですから、それについての陳情があったんですが、ただいま部長のほうから、情報開示請求があって、その成果品、現況図については交付しましたということでもありますので、初期の目的は達しているんじゃないかと、そんな感じです。

○松本委員 はい、分かりました。そうすると、この陳情は不採択というようなことでいいのかな。

○飯田委員長 今から採決するということであれば、採決しますけれども。

○松本委員 だからさ、委員長のほうでそれは諮るんでしょうけれども、だから、申請者が云々だから、もうこの陳情はいいと、何ていうのかな……。

○飯田委員長 目的は達しているということになるんでしょうけれども。

渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

陳情者から申出のありました現況図の交付につきましては、一旦、情報開示請求によりまして、陳情者宛てに交付しておりますので、陳情のとおりの内容となっていると思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、この現況図というのは、一時、建設計画課から交付されましたよね。交付というよりも渡されましたよね。それは、返還になったんですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 いつ返還になったんですか、それは。

○飯田委員長 渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

正式には返還されていない状況にはございますが、情報開示請求に基づく開示ということで交付しているところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 すると、現況図はこの陳情者の方に2枚渡されているということですか。

○飯田委員長 渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

1枚でございます。当初の1枚をそのまま交付したような形です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、当初の現況図と同じものを再度1月18日に交付したということなんですか。

○飯田委員長 渡邊部長。

○渡邊建設部長 中庭委員の御質問にお答えします。

当初の分につきましては、陳情者から返還要求には応じてもらえず、返してもらえませんでした。当初に提出した現況図をもって、開示の交付とさせていただいたところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますとですね、要するに、ここに書いてある陳情者の方は寄附したいと。しかし、寄附するに当たって、市のほうから現況図をもらいましたらば、道路に面している建物の一部が出張っていると。出窓だとかということが出張していることが分かったということなんで、その現況図をもらって、その土地の所有者を説得しようとしたということですよ、実際は。この方の本心は土地を寄附したいということで、その障害物を取り除きたいというのがこの方の気持ちだったんですけども、この陳情によれば返せと言われたんで、一体何だというふうに当初は思っていたんですね。したがって、この方の気持ちって、このことによつて、何か土地はもう寄附しないとかそういうことにはなっていないんですか、どちらなんですか、それは。

○飯田委員長 中庭さんね、あくまでもこれは手続の問題でやっているところなものですから、その辺はあまりこの陳情とは直接は関係ないんですけども。

○中庭委員 いや、要するに、このことによって問題がこじれちゃって、それで、本人はあくまでも寄附はしたいという気持ちは変わらないんですか。どうなんですか。それは確かめたんですか。

○飯田委員長 渡邊部長。

○渡邊建設部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現況を確認した結果、寄附の要件に合致しないことから、今回、不採択の通知をいたしました上で、提出されました書類については返却しております。その後、開示請求に基づきまして現況図を交付いたしましたが、その後、相手方からは何の返答もございません。

〔「何の返事も無いの」と呼ぶ者あり〕

○渡邊建設部長 返事もございません。

今後につきましては、再度、この条件に合致しない部分について解決した後に、再度、寄附願について提出してもらうことになると思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、一時、この方はですね、出してもらった資料、現況図をもらったんだけど、それを返せと言われたんで、腹を立てて、寄附の願を取り下げちゃったと、そういうことなの。それとも、水戸市のほうで却下したということなの。その辺ちょっと聞かせてください。

○飯田委員長 渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現況につきまして、水戸市で調査したところ、寄附の要綱の条件に合致しないために、申請者のほうに寄附の不採択の通知をしたということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、要するに、今の段階では、この寄附行為は行われていないということで、今後、これについてはどういうふうに言っているんですか。

○飯田委員長 渡邊建設部長。

○渡邊建設部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現地において、寄附の要件に合致するように解決された後に、再度、改めて寄附の申出をしていただきます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も現調はしてきたんですけども、やっぱりあそこはね、確かに市道になって、住民の皆さんの便宜に寄与するという点は非常に大事だと思うので、ぜひ、この方の寄附をしたいという気持ちを尊重していただいて、手続を進めていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 それではお諮りいたします。令和2年陳情第3号を採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、これより挙手により採決します。

令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者なし]

○飯田委員長 挙手なしであります。

よって、令和2年陳情第3号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情の審査結果につきましては、ただいまのとおり次の定例会の本会議に報告してまいります。本陳情の委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)及び(2)のとおり、第1回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設(1工区)工事について、執行部から説明を願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設(1工区)工事につきまして、お手元に配付してございます建設部道路建設課提出の資料により御説明いたします。

都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設(1工区)工事につきましては、令和元年9月24日に議決をいただきました市議会議案第72号で工事請負契約を締結いたしました工事でございます。

今回、工事請負契約の金額の変更についてお諮りするものでございます。

資料1ページを御覧ください。

資料1ページのうち、1の工事名、2の施工場所、3の工事概要、5の契約の相手方は今までの契約概要を記載しております。

次に、6の変更理由でございますが、仮設鋼矢板の一部存置及び残土運搬先を変更したため、契約金額を変更するものでございます。

4の当初契約金額、3億4,540万円を1,944万8,000円増額し、7の変更契約金額、3億6,484万8,000円に変更するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

工事の施工位置でございますが、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線のうち、赤色で表示しておりますJR常磐線北側の箇所でございます。また、黒色斜線部及び黒色で表示しております区間につきまして

は、施工中・施工済みの区間となっております。

次に、3ページをお開き願います。

今回、施工区間といたしまして、平面図、縦断図、右側の赤斜線で表示している箇所となります。

工事内容につきましては、仮設工として土留め・仮締切りとあわせて掘削の施工を行い、中段右側に表示しておりますU型擁壁を全長90.8メートル施工する工事であります。

次に、工事の変更内容につきまして御説明いたします。

4ページをお開きください。

仮設平面図と縦断図を御覧ください。

工事の主な変更といたしまして、当初、仮締切りの鋼矢板の引き抜きで設計しておりましたが、仮設鋼矢板引き抜きによる家屋への影響を考慮し、鋼矢板の引き抜きを行わず、90枚存置する変更でございます。赤色で表示した箇所が鋼矢板を存置する箇所となります。また、緑斜線で表示した箇所が鋼矢板の引き抜きを行った場合の影響範囲となります。

次に、5ページをお開きください。

残土搬入先の位置図となります。

当初、搬入先は図面の下側に表示しております茨城町の農政局国営事業予定地でしたが、受入先の確保ができなくなったため、図面上側に表示しております常陸太田市の土地区画整理事業と常陸大宮市の那珂川堤防緊急工事の2か所に搬入先が変わったことにより、運搬距離が当初より延びたため変更するものでございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和3年第1回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○**飯田委員長** 次に、水戸市都市公園に関することについて、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** 改めまして、おはようございます。

それでは、公園緑地課提出の水戸市都市公園に関することについて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、植物公園への指定管理者制度の導入に伴い、利用者の利便性向上に向けて、回数券を年間利用券に変更するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、お手数ですが、3ページをお開き願います。

新旧対照表により御説明をいたします。

左側の囲み表が改正前、右側の囲み表が改正（案）となっております。

第1条の改正としまして、植物公園の利用料金の特例、第4項についてですが、改正前の回数券（6回券）を年間利用券に改めます。

なお、利用料金については、小中学生及び本市に居住する60歳以上の者については500円とし、それ以外の者につきましては1,000円とするものでございます。

次に、第2条の改正としまして、経過措置の2項について、既に発行している回数券については、引き続

き使用できるものいたします。

お手数ですが、1ページにお戻りください。

3, 施行期日についてでございますが、第1条関係につきましては、令和3年4月1日からとし、第2条関係につきましては、公布の日からいたします。

最後になりますが、本件、水戸市都市公園に関することにつきましては、3月の第1回定例会市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

それでは、資料の請求がありましたらば、発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 まず、1つは赤塚駅西線の件なんですけれども、これは令和4年度中にオープンということですよ。

[発言する者あり]

○中庭委員 令和4年度中にオープンという予定ですよ。ですから、それまでの大体のスケジュールも含めてね、この道路があと2年ぐらいで完成すると思うんですけども、その辺がどういうスケジュールなのか、何かスケジュール表みたいなものを出していただけないかというのが1点です。

それから、2つ目は植物公園の件なんですけれども、これは公園緑地課にお願いしたいんですけども、これまで回数券ってありましたよね。これを見ると、子どもで750円、それから大人で1,500円ですか。これが今回は年間利用券ということになって、500円と1,000円となるんですけども、これまでの回数券の利用状況というのはどうだったのか、できれば資料を提出していただきたい。要するに、どのくらい回数券を発行して、どのくらいの利用があったのかというのを明らかにしていただきたいというのと、もう一つはですね、この植物公園の利用人数というのはね、過去3年間でもいいんですけども、どのくらいの利用者がいたのか。そしてさっき言ったように、その中で回数券の利用がどうだったのか。そういう資料をぜひ頂きたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ただいま中庭委員から請求がありました件ですが、執行部のほうではどうなんですか。大丈夫ですか。

[発言する者あり]

○飯田委員長 中庭委員から請求がありました資料につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いします。

ほか、ございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 あかね、これは住宅政策課長にお願いしたいんですけども、12月の議会のときに河和田団地のハトの被害問題の対策をお願いしたんですけども、その後どういう進展が出ているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

私がお願ひしたのが、1点は空き家がありますよね。空き家に対して、まず網を張ったのかどうか。それから、その空き家に残っていた卵だとか、ふんだとか、そういうものの掃除はどうなんだろうかという点ですね。

それから、空き家の風呂場の換気口からハトが入って中で増えていくということなんですけれども、この換気口を塞ぐことはどうなったのか。

それからもう一つはですね、ベランダに住み着いちゃっているようなハトに対する対策ですね。住民の皆さんの御協力も得ながら進めていると思うんですけども、これがどうなっているのか。この3点についてお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今、3点ほどあったと思うんですが、まず1点目の空き家の状況なんですけれども、清掃が全て終わっておりまして、ネットについては、必要に応じて現在進めているところでございます。

2つ目のお風呂の煙突穴ですかね、そっちの状況ということだったんだと思うんですが、こちらについては、空いているところを確認しまして、既に塞ぎ終わっているという状況になってございます。

あと、3つ目の住み着いているハトに対する対策ということなんですけれども、現在、入居者がいる状況でハトが寄りついていることについては、今、入居者とお話をさせてもらうために、個別に対応していくという形になっておりまして、あと、屋上のほうにかなりのハトがいるということだったんですけども、そちらのほうは、今、指定管理者とのお話を進めながら、どういった方法がいいか調査をしているところでございます。先日、全体調査といいますか、その動きについて確認をしたところでございまして、第2回の調査を今月末から来月の頭にもう一度実施しようということで、打合せを進めているところです。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 屋上に大量のハトのふんが積み重なっているということで、下に住んでいる方から、ふんが下に落ちてきて、非常に被害が出ておるといことなので、このふんの撤去をしてほしいということなんですけれども、これについても、今言った報告書の概況について調査しているということなんですけれども、その点でどんな状況だったのか、そして、今後どういう対策を取っていくのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

かなり多くのハトが、実際に屋上のほうには止まっておったわけですが、屋上のほうの清掃も現在もう既に済んでいるという状況になってございます。清掃後に日を置いて、改めて上って調査したときには、さほ

ど増えてなかったなので、いい状況が確保できるのかなと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 市が動いていただいていることについては住民の皆さんも感謝しておりますので、ぜひ引き続き、ハトの被害がないように対応していただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時27分 散会